

左京区まちづくり活動支援交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、左京区基本計画を推進するために左京区内で自主的に取り組まれるまちづくり活動に対して交付する交付金に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付の対象とする団体（以下「交付対象団体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 左京区民を構成員に含み、左京区内で活動する法人その他の団体（以下「区民団体」という。）
- (2) 左京区内の大学、その研究室、ゼミ及び機関並びに左京区内の大学に属する学生を中心に構成されるクラブ、サークル等の団体（以下「大学・学生団体」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず、交付対象団体には、次の各号に掲げるものを含まないものとする。
 - (1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
 - (2) 営利を主たる目的とする団体
 - (3) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (4) 公職の候補者（公職の候補者になろうとする者及び公職にある者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
 - (6) 活動実体のない団体
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、交付金の交付を受けることが不適當であると認められる団体

(交付対象事業)

第3条 交付の対象とする事業（以下「交付対象事業」という。）は、第1条に定める趣旨に沿い、まちづくりに寄与し、左京区内で交付日の属する年度末までに実施するもので、次の各号いずれかに該当し、左京区長（以下「区長」という。）が適当と認めるものとする。

- (1) 地域の資源等を活用して地域の活性化、環境の保全、文化、福祉、教育等の向上を図ろうとするものうち、地域文化振興、里山整備、公共交通利用促進、定住促進に関する分野の活動で、特に公共性が高いもの
- (2) 地域の資源等を活用して地域の活性化、環境の保全、文化、福祉、教育等の向上を図ろうとするものうち、前号に該当する以外のもの
- (3) 左京区基本計画の実現に大きく寄与するものとして区の助言を得て実施するもの
- (4) 大学・学生団体が有する知や活力を活用し、大学・学生団体の研究成果を左京区民に還元するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、交付対象事業には、次に掲げるものを含まないものとする。
 - (1) 左京区民の自由な参加を認めないもの
 - (2) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
 - (3) 公職の候補者（公職の候補者になろうとする者及び公職にある者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
 - (4) 宗教の教義を広め、若しくは広めさせないこと又は信者を増加させ、若しくは増加させないことを目的とするもの
 - (5) 思想、主義又は主張を広めることを目的とするもの
 - (6) 営利を目的とするもの
 - (7) 交付金の交付決定までに実施するもの。ただし、やむを得ない事由により交付決定までに実施しようとする場合において、あらかじめ区長が認めたときは、この限りでない。
 - (8) 京都市の他の補助金等の交付を受けるもの
 - (9) 過去に同一又は極めて類似した事業で3回交付を受けたもの

(交付金の金額)

第4条 次の各号に定める事業の交付金の額は、それぞれ当該各号に定める額の範囲で区長が必要と認める額とする。

- (1) 前条第1項第1号又は同第2号の規定に基づくもので、交付対象事業の実施のために必要な経費（次項各号に掲げる経費を除く。以下「交付対象経費」という。）に相当する額が100,000円を超えないもの 交付対象経費に相当する額
- (2) 前条第1項第1号の規定に基づくもので、交付対象経費に相当する額が100,000円を超え、京都市以外から交付金等の交付を受け、又は当該活動に無報酬で役務を提供する者がいないもの 100,000円を超える額の2分の1（1円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額）に100,000円を加えた額又は650,000円のどちらか低

い額

(3) 前条第1項第1号の規定に基づくもので、交付対象経費に相当する額が100,000円を超え、京都市以外から交付金等の交付を受けず、かつ当該活動に無報酬で役務を提供する者がいるもの 次のア及びイに掲げる額の合計又は交付対象経費に相当する額のどちらか低い額

ア 100,000円を超える額の2分の1（1円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額）に100,000円を加えた額又は650,000円のどちらか低い額

イ 役務提供人数に役務提供時間数（1時間に満たない時間があるときは、それを切り捨てた時間数）及び500円を乗じた額又は50,000円のどちらか低い額

(4) 前条第1項第2号の規定に基づくもので、交付対象経費に相当する額が100,000円を超え、京都市以外から交付金等の交付を受け、又は当該活動に無報酬で役務を提供する者がいないもの 100,000円を超える額の2分の1（1円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額）に100,000円を加えた額又は450,000円のどちらか低い額

(5) 前条第1項第2号の規定に基づくもので、交付対象経費に相当する額が100,000円を超え、京都市以外から交付金等の交付を受けず、かつ当該活動に無報酬で役務を提供する者がいるもの 次のア及びイに掲げる額の合計又は交付対象経費に相当する額のどちらか低い額

ア 100,000円を超える額の2分の1（1円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額）に100,000円を加えた額又は450,000円のどちらか低い額

イ 役務提供人数に役務提供時間数（1時間に満たない時間があるときは、それを切り捨てた時間数）及び500円を乗じた額又は50,000円のどちらか低い額

(6) 前条第1項第3号の規定に基づくもの 交付対象経費に相当する額からこの交付金以外の収入を控除した額又は700,000円のどちらか低い額

(7) 前条第1項第4号の規定に基づくもので、大学等の研究成果を区民に還元するもの 交付対象経費に相当する額又は100,000円のどちらか低い額

(8) 前号までの規定にかかわらず、京都市以外から交付金等の交付を受ける場合は、この交付金の額と京都市以外からの交付金等の額を合算した額と交付対象経費に相当する額の100,000円を超える額の5分の4（1円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額）に100,000円を加えた額のどちらか低い額

2 次に掲げる経費は、交付対象経費としない。ただし、区長が交付対象事業の目的、内容及び効果並びに経費の額等を総合的に勘案し、特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 区民団体又は大学・学生団体を維持・運営する費用

(2) 土地、建物、構築物、機械、車両、備品及びこれらに類する固定資産を購入し、建築し、又は製造する費用

(3) 人件費（労働者派遣に係る費用を含む。）

(4) 飲食に係る費用

(5) 参加者の交通費

(6) 宿泊費

(7) 前各号に掲げるもののほか、交付対象経費として不相当と認められる経費

(交付の申請)

第5条 交付金の交付を希望する団体は、区長が別に定める期日（以下「申請期限」という。）までに、左京区まちづくり活動支援交付金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。ただし、第2号にあっては、京都府地域力再生プロジェクト支援交付金に関する書類の写しをもって代えることができる。

(1) 規約、定款、構成員名簿その他の活動内容が分かるもの

(2) 事業計画書（第2号様式）

(3) 事業計画書別紙（第3号様式）

(4) 収支予算書（第4号様式）

(5) 無償の役務提供計画書（第5号様式）（前条第1項第3号又は同第5号の適用を受ける場合のみ）

(6) その他区長が必要と認めるもの

(審査)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、京都市左京区まちづくり活動支援交付金審査会（以下「審査会」という。）に申請内容について調査及び審議することを求めるものとする。ただし、第3条第1項第3号の規定に基づくものは、この限りでない。

2 審査会は、申請内容を調査するにあたり、申請者に説明を求めることができる。

3 審査会は、申請内容及び前項による説明について、公益性、公開性、独創性、持続性の観点から審議し、審議結果を区長に報告する。

(決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定による審議結果を尊重し、予算の範囲内で交付の可否、交付予定金額、条件の可否及び内容を申請期限の翌日から起算して1箇月以内に決定するものとする。

2 区長は、決定後、左京区まちづくり活動支援交付金交付決定通知書(第6号様式)又は左京区まちづくり活動支援交付金不交付決定通知書(第7号様式)により、申請者に対して決定した事項を通知する。

(申請事項の変更等の承認)

第8条 前条の規定により交付金の交付等の決定の通知を受けた区民団体及び大学・学生団体(以下「交付団体」という。)は、申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするとき(区長が認める軽微な変更を除く。)及び交付対象事業を取りやめようとしようとするときは、速やかにその旨を左京区まちづくり活動変更等申請書(第8号様式)により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、申請を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に全部若しくは一部を承認し、又は承認しないことを決定し、その旨を左京区まちづくり活動変更等承認(不承認)決定通知書(第9号様式)により交付団体に通知する。

(完了の報告等)

第9条 交付団体は、交付金の交付等を受けた事業が完了したとき(交付金の交付等を受けた年度の末日を経過したときを含む。)は、速やかに、次に掲げる書類を添えて、左京区まちづくり活動完了報告書(第10号様式)を区長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(第11号様式)

(2) 無償の役務提供報告書(第12号様式)及び無償の役務提供内訳書(第13号様式)(第4条第1項第3号又は同第5号の適用を受ける場合のみ)

(3) 領収書の写し

(4) 事業の実施状況が分かる写真

(5) 無償の役務提供状況が分かる写真(第4条第1項第3号又は同第5号の適用を受ける場合のみ)

(6) その他区長が必要と認めるもの

2 交付団体は、左京区役所が行う広報に必要な文書、図画及び電磁的記録を区長の求めに応じて区長に提供しなければならない。

3 交付団体は、左京区役所が行う報告会等で区長の求めに応じて必要な文書、図画及び電磁的記録を用いて報告しなければならない。

(交付金交付額の確定)

第10条 区長は、前条の規定による左京区まちづくり活動完了報告書(第10号様式)の提出を受けた場合において、当該事業の全部又は一部が適切に行われたと認めるときは、提出を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に、適切に行われたと認める事業内容に応じて交付金交付金額を決定し、左京区まちづくり活動支援交付金交付金額決定通知書(第14号様式)により通知し、交付金を交付する。

(交付金の概算払)

第11条 前条の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、事業の完了前に第7条第1項で決定した交付予定金額の範囲で区長が認める額を概算払することができる。この場合において、交付団体は、第9条第1項に基づく報告を行う際に精算書を提出しなければならない。

(支援の取消し等の通知)

第12条 区長は、京都市補助金等の交付等に関する条例又は京都市暴力団排除条例に基づいて交付決定の取消し、交付金額の変更又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命じることを決定した場合は、左京区まちづくり活動支援交付金取消等決定通知書(第15号様式)により、交付団体に通知する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、左京区まちづくり活動支援交付金の交付に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月9日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月15日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

第1号様式 (第5条関係)

左京区まちづくり活動支援交付金交付申請書

年 月 日

(あて先) 左京区長

団体名

代表者役職名・氏名 (フリガナ)

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、交付金の交付を申請します。

事業名			
部門	<input type="checkbox"/> 重点分野 (<input type="checkbox"/> 地域文化振興 <input type="checkbox"/> 里山整備 <input type="checkbox"/> 公共交通利用促進 <input type="checkbox"/> 定住促進)		
	<input type="checkbox"/> 地域活動	<input type="checkbox"/> 大学・学生	<input type="checkbox"/> 朝カフェ・区民提案プロジェクト
申請額	額) 円 (収支予算書の交付金合計の		
概算払	<input type="checkbox"/> 必 要 (理)		
	由： 概算払申請額	円	
事業開始予定日	年 月 日	事業完了予定日	年 月 日
関係書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 (第2号様式)		<input type="checkbox"/> 京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金交付申請書の写しの添付による省略
	<input type="checkbox"/> 収支予算書 (第3号様式)		
	<input type="checkbox"/> 無償の役務提供計画書 (第4号様式)		
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款・会則		
	<input type="checkbox"/> 役員名簿		
	<input type="checkbox"/> 団体の概要, パンフレット等		

京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金交付申請書の写し (関係書類, 添付書類を含む) の添付	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---	---

<団体の概要> ※京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金交付申請書の写しを添付する場合は記入不要です。

設立時期	年 月	構成人数	人
これまでの活動内容 (交付金・助成金等の実績等)			
連絡先	団体	所在地	(〒 -)
		電話	F A X メール
	ホームページ (URL)		
	担当者※	フリガナ	(〒 -)
氏名		郵送先	
	電話	F A X メール	

※代表者, 団体の所在地以外に連絡・対応いただける担当の方がいらっしゃる場合は, 連絡に必要な項目を御記入ください。

事業計画書

団体名		
事業名		
事業実施地域		
活動の種類	(該当するものを○で囲んでください。複数選択可) 1 環境保全活動 2 子育て支援活動 3 共助型福祉活動 4 防災・防犯活動 5 地域美化活動 6 地域産業おこし 7 地域商業の活性化 8 農村・都市交流活動 9 地域スポーツ振興 10 地域文化活動 11 その他 ()	
主な活動	() 選択された番号のうち、もっとも重点にしている活動を1つ選んでください。	
地域課題・事業の目的		
事業内容		
前年度の課題 (新規の場合 記入不要)		
課題解決 に向けた 工夫点等		
日程	時期	実施内容
交付金の活用による事業の効果	地域や市民にもたらされると予測される効果 (※数値目標があれば記入してください。)	

第3号様式（第5条関係）

事業計画書別紙（評価項目別事業の特徴）

評価項目（※）	事業の特徴
公益性	
公開性	
独創性	
持続性	

※評価項目の説明

- ・ 公益性
社会や地域の課題の解決に貢献する公益性を持っているか。
- ・ 公開性
団体構成員以外の区民も自由に参加できるなど、多様な交流を図ることができるか。
- ・ 独創性
他団体にはない、独創的な企画か。前年度以前から行っている事業の場合は、これまでの課題等を踏まえて工夫しているか。
- ・ 持続性
実現性が高く、実施効果が一過性に終わらない事業であるか。

収 支 予 算 書

1 収入 (対象経費に充てるもののみ)

項目	内訳 (名称, 単価, 数量等を具体的に御記入ください。)	金額 (円)
交付金	基本	
	加算 (第5号様式から転記)	
	合計	
併用する他の交付金, 助成金等	京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金	
	その他	
事業収入 (参加費, 寄付金, 物品売上金等)		
自己負担		
収入合計		

2 支出 (対象経費のみ)

項目	内訳 (名称, 単価, 数量等を具体的に御記入ください。)	金額 (円)
講師謝礼 (謝金・交通費)		
旅費 (事務局等交通費)		
諸費 (会場使用料, 消耗品 費, 印刷・デザイン費, 材料費等)		
委託料		
備品購入費		
その他		
支出合計		

※ 「収入合計＝支出合計」となるよう記入してください。

※ 併用する他の交付金は, 申請中, 申請見込みのものも記入してください。

無償の役務提供計画書

実施予定日	取組名	無償の役務提供量（a） （従事者数×従事時間）	a×500（円）
		合 計（b）	
		bと50,000円の どちらか低い額	



第3号様式の「交付金（加算）」欄に転記してください

- ※ 取組当日のものに限ります。（事前の打ち合わせ等は対象としません。）
- ※ 1時間未満の従事時間は、切り捨ててください。

左京区まちづくり活動支援交付金交付決定通知書

京都市指令左区総第 号
平成 年 月 日

様

左 京 区 長

平成 年 月 日付けで申請のあった左京区まちづくり活動支援交付金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付予定金額

3 交付の条件

- (1) 交付申請書又は添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに区長に申請し、承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ区長に申請し、承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の実施が困難になったときは、速やかに区長に報告し、指示を受けなければならない。
- (4) 事業完了後1箇月以内又は支援対象決定の属する年度末のいずれか早い日までに、完了報告書に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。
- (5) この交付金の交付決定後、次の事項に該当すると認められる場合は、交付金の交付等の支援の決定を取り消し、若しくは交付額及び支援内容を変更し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。
 - ア 不正の手段により交付金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
 - イ 交付金の交付の目的以外に交付金を使用したとき。
 - ウ その他この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 事業等の実施に際し、この交付金を受けていることを明示しなければならない。

左京区まちづくり活動支援交付金不交付決定通知書

京都市指令左区総第 号
平成 年 月 日

様

左 京 区 長

平成 年 月 日付けで申請のあった左京区まちづくり活動支援交付金について、交付しないことを決定したので通知します。

(理由)

※ この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に京都市長に対して審査請求をすることができます。また、この通知を受け取られた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

左京区まちづくり活動支援交付金事業変更等申請書

年 月 日

（あて先）左京区長

団体名

代表者役職名・氏名

左京区まちづくり活動支援交付金交付要綱第8条の規定により，変更等を申請します。

事業名		
変更等の理由		
変更等 内容	内容	
	対象事業費	
	交付申請額	

左京区まちづくり活動支援交付金事業変更等承認（不承認）決定通知書

平成 年 月 日

様

左 京 区 長

平成 年 月 日付けで申請のあった左京区まちづくり活動支援交付金事業の変更等について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業名

2 変更等の申請内容

3 決定区分

- 全部承認
- 一部承認
- 全部不承認

(理由)

左京区まちづくり活動支援交付金事業完了報告書

年 月 日

（あて先）左京区長

団体名

代表者役職名・氏名（フリガナ）

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項の規定により，事業が完了したことを報告します。

事業名	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業の実施状況	
事業の成果	
総事業費	円
交付予定金額	円
添付書類 （ <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください）	<input type="checkbox"/> 収支決算書（第11号様式） <input type="checkbox"/> 無償の役務提供報告書（第12号様式） <input type="checkbox"/> 無償の役務提供内訳書（第13号様式） <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> 事業の実施状況及び無償の役務提供状況が分かる写真 <input type="checkbox"/> その他 （ ）

収支決算書

1 収入（対象経費に充てるもののみ）

項目	内訳（名称，単価，数量等を具体的に御記入ください。）	金額（円）
交付金	基本	
	加算（第12号様式から転記）	
	合計	
併用する他の交付金，助成金等	京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金	
	その他	
事業収入 （参加費，寄付金， 物品売上金等）		
自己負担		
収入合計		

2 支出（対象経費のみ）

項目	内訳（名称，単価，数量等を具体的に御記入ください。）	金額（円）	領収書No.
講師謝礼 （謝金・交通費）			
旅費 （事務局等交通費）			
諸費 （会場使用料， 消耗品費，印 刷・デザイン費， 材料費等）			
委託料			
備品購入費			
その他			
支出合計			

※ 「収入合計＝支出合計」となるよう記入してください。

無償の役務提供内訳書

事業実施日	平成 年 月 日		
役務提供の内容			
氏名	提供時間		
役務提供人数の合計	人	役務提供時間の合計	時間

※ 無償の役務提供報告書（第12号様式）で記入した事業実施日ごとに作成し，無償で役務を提供する方の氏名及び当日の役務提供時間を記入してください。

※ 1時間未満は，切り捨ててください。

左京区まちづくり活動支援交付金交付金額決定通知書

平成 年 月 日

様

左 京 区 長

平成 年 月 日付けで交付決定した左京区まちづくり活動支援交付金について、下記のとおり交付金額を決定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付金額

円

左京区まちづくり活動支援交付金取消等決定通知書

京都市指令左区総第 号
平成 年 月 日

様

左京区長

左京区まちづくり活動支援交付金について、下記のとおり、交付決定の取消し、交付金額の変更又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命じることを決定したので通知します。

記

(決定事項)

(理由)

※ この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に京都市長に対して審査請求をすることができます。また、この通知を受け取られた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。